三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　新潟県三条市矢田字一ノ沢二六七二、二六八二から二七一八まで、二六八二の一、二六九八の子、二七〇一の子、二七〇九の一、二七一四の一、二七二二、二七二六から二七二八まで、字萩弦根二七七一、二七七二、二七七九から二七九一まで、字犬転二七九二から二八一七まで、二七九二の子、二七九三の子、二七九七の一から二七九七の三まで、二八〇二の一、二八一一の一、二八一九から二八二六まで、二八二〇の子、二八二二の一、二八二七の一、二八二八の一、二八二九から二八三二まで、二八三〇の子、二八三二の子、二八三三の一、二八三四の一、二八三五の一、二八三六の一、二八三七から二八五六まで、二八四二の子、二八四四の子、二八四七の一、字蓼畑二八五七から二八六六まで、二八六六の子、二八六九から二八七七まで、二八七九、二八八八から二九一三まで、二八九二の一、二八九五の子、二八九七の一、二九〇〇の一、二九〇一の一、二九〇七の一、二九〇八の一、二九〇九の子、二九一二の一、二九一三の一、二九一四の一、二九一五の一、二九一六から二九四五まで、二九一六の子、二九一七の一、二九一八の子、二九四九、二九五〇、二九五三から二九九三まで、二九五九の一、二九六五の一、二九六六の子、二九七〇の子、二九八七の一、二九九二の子、二九九五から三〇〇二まで、二九九九の一、字土入三〇〇三から三〇三〇まで、三〇一九の子、三〇二六の一、三〇二七の一、三〇三五から三〇五八まで、三〇四三の子、三〇四五の一、三〇五〇の一、三〇五六の子、三〇五八の二、字葭畑三〇五九から三〇九一まで、三〇七二の子、三〇七九の子、三〇八六の子、三〇九二の一、三〇九三から三〇九六まで、三〇九七の一、三〇九八から三一二六まで、三一〇八の子、三一一五の子、三一一七の子、三一一八の一、三一二四の子、三一二七の甲、三一二七の乙、三一二八から三一四三まで、三一二九の一、三一三二の子、三一三七の子、三一三八の子、字三ノ坂三一四七の一、三一四八から三一五七まで、三一五八の一、三一五九から三一七三まで、三一七四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町寺村三〇四七の一、三〇六〇、三〇六一、三〇六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
寺村三〇四七の一・三〇六〇・三〇六一・三〇六四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町大川一九五九、一九七五、一九七六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大川一九五九・一九七五・一九七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県甲州市大和町初鹿野字穴沢四五六六の二・字天狗松四六〇四の三・四六〇七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡道志村字笹久根二九二五・二九二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二三、二九二四、二九二七から二九三〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字笹久根二九二三から二九三〇まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）